

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 下建 第32号
2	工 事 名	古閑中町公共柵設置工事
3	工 事 場 所	八代市古閑中町
4	工 種	下水道工事
5	工 事 概 要	施工延長(VUφ150)L=26.9m、ます設置工N=1箇所、表層工(t=5cm) A=90㎡
6	契 約 金 額	¥3,630,000
7	契 約 日	令和8年1月13日
8	工 事 期 間	令和8年1月14日 ～ 令和8年3月24日
9	請 負 業 者	住 所 八代市古閑中町1415-3 商号又は名称 上野工業(有) 代 表 者 代表取締役 上野寛

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方公営企業法施行令第21条の13第6号

本件は、八代市公共下水道事業整備計画に基づき、汚水管を埋設するものです。令和7年12月4日に令和7年度下建第32号 古閑中町公共柵設置工事として開札を執行しましたが、入札不調となりました。本件の公共柵設置の対象となる住宅を4月から施工予定とされており、3月末までには本工事により公共下水道へ接続する必要があることから、再入札するいとまがないため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に基づき、随意契約を行うものです。なお、早急な対応が必要であるため、前回入札対象となった事業者を除いたCランクから、別紙見積業者に見積書の徴取を実施してよいか併せて伺います。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和8年6月12日

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 復災林 第7号
2	工 事 名	林道市ノ俣支線災害復旧工事(R2 7月災4号)
3	工 事 場 所	八代市坂本町市ノ俣
4	工 種	とび土工工事
5	工 事 概 要	L=80.0m 簡易法枠工(枠内植生基材)A=810.7m ² 簡易法枠工(枠内モルタル)A=27.4m ²
6	契 約 金 額	¥37,620,000
7	契 約 日	令和8年1月15日
8	工 事 期 間	令和8年1月16日 ～ 令和8年3月31日
9	請 負 業 者	住 所 八代市泉町栗木5858 商号又は名称 (株)山口建設 泉支店 代 表 者 支店長 山下豊治

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

本工事は、令和2年7月豪雨により被災した林道市ノ俣支線の災害復旧を行うものである。本箇所は林道上方の山腹から林道施設部までの長大な法面が崩壊したことから熊本県と協議を行い、山腹部を熊本県、林道施設部を八代市において同一工法による法面の復旧(簡易吹付法枠工)を一体的に行うものであるが、別々の業者が施工した場合、安全面や工程面では①上下作業による土砂や資材の落下、②狭隘な山間地現場内での重機作業半径や作業員との安全距離、ダンプトラックの回転場所、資材置き場などの作業スペースの確保、③現地までの搬入搬出経路の道路狭小に伴う土砂搬出や資材搬入時の通行輻輳など問題の発生が予見されるとともに工程調整の複雑化による工程の遅れ、また、施工管理においては上下作業による作業土量管理区分の不明確化、品質管理においては分離施工による工物品質の低下を招く恐れがあることから、熊本県発注工事の受注者である(株)山口建設に対し、地方自治法施工例第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求められます。

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 泉建道災 第14号		
2	工 事 名	五家荘～椎葉線法面保護工事		
3	工 事 場 所	八代市泉町樫木		
4	工 種	法面工事		
5	工 事 概 要			
6	契 約 金 額	¥4,906,000		
7	契 約 日	令和8年1月21日		
8	工 事 期 間	令和8年1月22日	～	令和8年3月13日
9	請 負 業 者	住 所	八代市泉町柿迫8155	
		商号又は名称	岩奥産業(株)	
		代 表 者	代表取締役 森崎勇二	

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

本工事は、五家荘～椎葉線仮設道路工事に関連して施工されるものである。五家荘～椎葉線仮設道路工事は随意契約・施工しており、これと関連するものであることから、同一業者に行わせることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できるなど有利な契約が見込まれる。この工事を他の業者に行わせる場合、資材その他の点で割高となり、本市にとって競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求められます。

契 約 結 果 表

- 1 工 事 番 号 令和7年度 鏡農排 第2号
- 2 工 事 名 碓原排水機場1号主エンジン整備工事
- 3 工 事 場 所 八代市鏡町北新地
- 4 工 種 排水機場(機械設備)工事
- 5 工 事 概 要
1号主エンジン部品の交換、整備 N=1箇所
- 6 契 約 金 額 ¥13,838,000
- 7 契 約 日 令和8年1月23日
- 8 工 事 期 間 令和8年1月26日 ～ 令和9年1月18日
- 9 請 負 業 者 住 所 福岡市東区多の津2丁目3番
商号又は名称 ダイハツインフィニアース西日本(株)
代 表 者 代表取締役社長 三浦雄一郎
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 整備にあたり、交換が必要な機器や部品については新品へ交換し、再利用できる部品については分解・清掃のうえ再利用とするため、精密な検査体制が確立されたエンジン製造メーカーの工事で既設部品を検査のうえ、早急に修繕計画(部品の調達・製作等)や再発防止策(部品の改良等)を維持管理者(所管課)へ提案し、整備工事を実施する特殊な業務である。
- 故に、当該エンジン設備を施工(製造)した者でなければ、エンジンの設計内容を詳細に把握できず、部品の製造及び分解整備の工事ができない。
- さらに、当該エンジン設備を施工(製造)した者でなければ、機能保証が受けられず、突発的なエンジン設備の故障の際、緊急対応が出来ずに長期間運転が停止する恐れがある。
- 大雨時に排水ポンプの運転ができない場合は農用地が浸水し、湛水被害が発生するなど受益農地の農業経営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。
- 以上の理由により、本件は、施工(製造)業者にしかできない特殊な業務及び特定の者でなければ納入することのできないものと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該エンジン設備を施工(製造)した業者と随意契約を行いたい。
- ※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。